

府監第1691号  
平成 20 年 12 月 17 日

請求人 様

大阪府監査委員 梅 本 憲 史  
同 谷 口 昌 隆  
同 磯 部 洋  
同 赤 木 明 夫  
同 京 極 俊 明

### 住民監査請求について(通知)

平成 20 年 11 月 20 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

### 記

#### 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『 2008 年 8 月 28 日に東京で行われた「大阪府議会フォーラム in 東京」における交通費の一部返還を知事と一部議員と一部職員に求めます。

橋下知事は知事就任後間もなく「財政非常事態宣言」を発令されました。しかし知事は「コピー代も無駄にできない」と言っておきながら、知事本人と一部の議員と一部の職員は東京への移動手段として一般的に贅沢とされる新幹線のグリーン車を利用しました。府民と職員には我慢を押しつけておいて、イダシッペである知事と一部議員と一部職員が贅沢するのは、飢えに苦しむ国民を横目に毎晩高級ワインを飲んでどこかの国の首領を彷彿とさせる。

つまりグリーン車を利用するのは不当だと請求人は主張する。

よって監査委員に対し、橋下知事と一部の議員と一部の職員が大阪府にグリーン車利用料を返還させるよう求めます。

(請求額)

・橋下知事	10,300 円
・A(秘書課)	10,300 円
・B(秘書課)	10,300 円
・C議員	10,300 円
・D議員	10,300 円
・E議員	10,300 円
・F議員	10,300 円

・G議員

10,300 円』

## 2 地方自治法第 242 条第1項の要件に係る判断

(1) 地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

(2) 請求人は本件請求において、平成 20 年 8 月 28 日に東京で開催された「大阪府議会フォーラム in 東京」への参加のため、東京への移動手段として知事、秘書課職員 2 名及び府議会議員 5 名が新幹線のグリーン車を利用したこと(以下「本件グリーン車利用」という。)が不当であると主張している。

しかしながら、府議会議員については法第 242 条第1項に規定する普通地方公共団体の執行機関及び職員には該当しない。

また、不当性の根拠については「一般的に贅沢とされる」と主張するだけで、きわめて漠然としており、府条例の規定どおり支出された本件グリーン車利用に係る支出がなぜ不当であるのか、住民監査請求の要件である個別的、具体的な摘示がなされているものとは認めることができない。

## 3 結論

以上のとおり、本件住民監査請求は、法第 242 条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。